

令和6年度 宇都宮市立清原中学校 ガイドブック



清原中学校マスコットキャラクター
「キョリン」

清原中学校の約束事

～健康面や安全面、進路との関りについてもよく考えよう～

①服装について

●制服【ブレザー、Yシャツ、ネクタイ、リボン、スラックス、スカート、名札】

- ・登下校、朝の会、授業時は制服を着用する。
 - ※部活動の朝練習に参加する場合や、部活動終了後に下校する場合は除く。朝練習に参加した場合は、制服に着替えてから朝の会に参加する。
 - ※ブレザーは、暑さに応じて着用しなくてもよい。（卒業式等、着用が必要な場合あり。）
 - ※雨天時は体育着での登下校でもよい。
 - ※朝の会以降は、体操着に着替える授業の有無によって、「朝の会後」「2 時間目の休み時間」「昼休み」のいずれかで学級ごとに一斉に着替える。
 - ※本校指定のニットベストは年間を通して着用してよい。
- ・夏服期間(6月～9月)
 - ※5月と10月は衣替え移行期間なので夏服、冬服のどちらでもよい。
 - ※ブレザーを着用しない。
 - ※ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。Yシャツの第1ボタンのみ開けてよい。
- ・真夏日や猛暑日は、期間を定め、体操着登下校の許可をする（中学校で判断し期間を定める）

- ・スカート ……丈は膝が隠れる程度
- ・Yシャツ ……長袖、半袖どちらも可。各自が調整して着用する。
- ・ネクタイ、リボン…Yシャツの第1ボタンを閉めて着用する。
スラックス、スカートどちらのときに着用してもよい。
- ・名札 ……校内でつける。登下校時は防犯上の理由でつけない。

●靴下

- ・白、黒、紺、グレーの単色。（ワンポイント可。ラインや柄は不可）
- ・くるぶしがすべてかくれる長さとする。

●靴

- ・屋内では上履き(本校指定)をはく。
- ・体育館では体育館シューズ(本校指定)をはく。
- ・屋外では白、黒、紺、グレー等の華美でない色の運動靴をはく。（ひもの色も同様）
 - ※革靴、バスケットボールシューズ、テニスシューズ（底の平らな靴）は不可。

●下着

- ・インナーシャツは無地で白、黒色とし、Yシャツや体操着から見えない形のものとする。

●ベルト

- ・黒、茶、紺色で装飾のないシングルピンのベルトとする。

●体操着(体操着長袖、体操着長ズボン、半そで体操着、ハーフパンツ)

- ・保健体育の授業、清掃等の時間に体操着を着用する。

※帽子

- ・年間を通し、屋外での活動時（授業、部活動、行事等）に、各自の判断で着用してもよい。色や形に指定はないが、活動の妨げにならないものとする。

【防寒着】

●セーター(長袖、ベスト)

- ・Vネックの無地で、色は、黒、紺、白、グレー、ベージュの単色。
- ・サイズは、袖、裾から出ない大きさとする。
- ・制服だけでは寒いときに、ブレザーと併用して着用してよい。（校舎内ではセーターのみでも可）
- ・カーディガンは不可。

●ウィンドブレーカー等

- ・派手でないものとする。
- ・安全面に配慮したサイズ・形状のものを着用する。ベンチコートは不可。
- ・登下校や学校生活において、制服や長袖体操着だけでは寒いときに、その上から着用する。

●マフラー、ネックウォーマー、手袋、タイツ、ストッキング

- ・マフラーやネックウォーマーは安全面に配慮したサイズのものを着用する。
- ・タイツ、ストッキングは黒、うすだいい色とする。
- ・登下校時や特別に許可されたときのみ着用する。室内では着用しない。

②頭髪について

- ・活動しやすい清潔な髪型にする。
- ・前髪は目にかからない長さ（視界不良、視力低下のため）
- ・肩にかかる長さであれば縛る。その際に横髪はまとめて縛るかピンでとめる。
（保健体育科の授業で運動の妨げ、また理科や技術科の作業で危険が伴うため）
ただし、横髪で耳にかけることができない長さはそのままでもよい。
- ・髪を縛る位置は、ヘルメットを正しくかぶることができる位置にする。
- ・縛るゴムの色は黒、紺、茶色とし、装飾品がついていないものとする。
- ・ヘアピンは黒、紺とし、装飾品がついていないものとする。
- ・脱色、染色等、手を加えない。
- ・寝ぐせ等身だしなみをしっかりと整える。ただし、ワックスなどの整髪料をつけたり、ドライヤーやヘアアイロンで不自然なくせをつけたりしない。
※編み込み、ラインをいれる等おしゃれのみ目的は必要がないため禁止。
※ツブロックは可。ただし程度を考える。（進路との関わり）

③持ち物について

●持ち物の管理

- ・自分の持ち物には記名し、原則は貸し借りをしない。（紛失、破損トラブルのため）
- ・整理整頓に心がける。
- ・登下校時のみ腕時計を使用してもよい。（高価なものやスマートウォッチ等は禁止）
時間確認を目的とする使用のみとし、学校生活中は身に着けない。
- ・水筒は年間を通して持参してもよい。飲み物は、水、お茶、スポーツドリンクとする。・
毎日持ち帰り家庭で洗う。ペットボトルは不可とする。

●持ち込みを禁止する物

- ・貴重品（集金等の場合は朝のうちに担任に提出する）
- ・ナイフ、カッター等の危険物
- ・携帯電話、スマートフォン
- ・その他、学校生活に不要な物（菓子類・遊具・漫画類・ゲーム・音楽機器等）

●荷物の持ち帰りについて

- ・教科書、ノート、ファイル等は、自主学习や宿題を考え、家庭学習の必要に応じて持ち帰る。
家庭学習で使用しない教科書やその他教材は学校で保管してもよい。
- ・タブレットは、家庭学習で必要な場合や、家庭で活用したい場合に持ちかえる。

④自転車について

●自転車

- ・一般的なシティサイクル、軽快車とする。
※マウンテンバイクの類い（スポーツバイク類）や折り畳み式自転車は禁止。
※ロードバイクやレース用等のドロップハンドルは禁止。
※ハンドルや車体の改造はしない。
- ・色は華美なものを避ける。（シルバー・黒・濃紺・ベージュ・ホワイト・カーキ等は可）
- ・ダブルスタンド（両足スタンド）とする。
- ・荷台をつける。荷紐も用意する。
- ・後部反射鏡をつける。
- ・ベルをつける。
- ・カギをつける。記名・キーホルダーをつける等、紛失に気をつける。
- ・本校指定のステッカーをつける。

●自転車の乗り方

- ・道路交通法および、学校で指定した通行禁止広域等のルールを守る。
- ・日没後はライトをつけて下校する。
- ・安全な道を通って登下校する。
- ・放課後、部活動やその他の活動後に下校する際には、反射ベストを着用する。
※11月～2月は日没が早いので、16時以降に下校する場合には反射ベストを着用する。
※反射ベストは指定ではないので、ホームセンター等で購入してもよい。
- ・ヘルメットを着用する。
※すでに使用しているものがあれば、それを着用してもよい。
※ヘルメットは指定ではないが、入学式後に栃木県交通安全協会の販売がある。
- ・雨天時はレインコート等を着用する。
※レインコート等は指定ではないのでホームセンターなどで購入してもよい。
- ・自転車で登校する際、重い荷物は荷台につける。
- ・各家庭において必ず自転車保険に入る。（栃木県自転車条例が制定され、令和4年7月1日より自転車保険加入が義務化。）
- ・規則が守れない場合は、自転車通学の許可を取り消すこともある。

⑤欠席等について

- ・遅刻，早退，欠席，忌引きをするときは，保護者がさくら連絡網を利用して伝える。緊急の場合は電話で連絡する。（清原中 028-667-0101）
- ・生徒の忌引きの日数は，次のとおりとする。

死亡した者	期間
父 母	7 日
祖父母	3 日
兄弟姉妹	3 日
おじおば，曾祖父母， その他 3 親等以内	1 日

※葬祭のため遠隔地へ行く必要のある場合は，実際に要した往復日数を加算することができる。

⑥部活動終了時間について

時 間	終了時間	下校完了時間
4 月～9 月	1 8 : 1 5	1 8 : 3 0
9 月地区新人戦後	1 8 : 0 0	1 8 : 1 5
1 0 月	1 8 : 0 0	1 8 : 1 5
1 1 月～1 2 月	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0
1 月～2 月	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
3 月	1 8 : 0 0	1 8 : 1 5

- 次の場合は原則として部活動を中止する。
- ・定期（中間，期末）テストの 4 日前から
 - ・顧問が不在の時

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 この会は宇都宮市立清原中学校生徒会と称する。

第2条 この会は学校の教育方針にもとづき各自の自主的活動により学校生活の向上に努める。

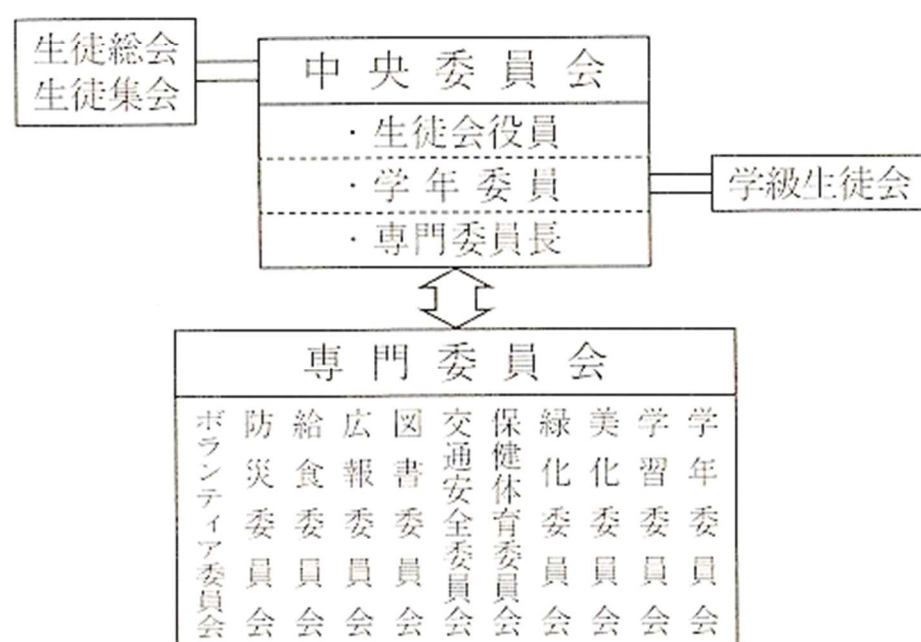
第2章 会 員

第3条 会員は清原中学校に学ぶ生徒全員とする。

第4条 この会は清原中学校職員を顧問とし、会運営の指導と助言を受ける。

第3章 機 関

組織図



第5条 総 会

第1項 総会はこの会の最高の議決機関である。

第2項 総会は次のことを行う。

- ① 会則の制定及び変更
- ② 役員を選任及び解任
- ③ 予算の決定及び決算の承認
- ④ その他この会の目的達成に必要な事項の決定及び承認

第3項 開 催

総会は前・後期1回開く（定期総会）、ただし中央委員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき開くことができる（臨時総会）。

開く際は1週間前までに告示する。

第4項 総会は全会員の出席を原則として会員の3分の2以上の出席によって成立する。議決及び承認は出席者の過半数による。

第6条 中央委員会

第1項 中央委員会は総会につぐ議決機関である。

第2項 中央委員会は校内の生活の諸問題

について審議する統合機関である。

第3項 中央委員会は生徒会役員・学年委員・専門委員長により構成される。

第4項 中央委員会は毎月1回開き、必要あるときは学校長の許可を得て臨時に開くことができる。

第5項 中央委員は学級生徒会の議決事項を提案し、中央委員会での議決事項を学級に伝達又は審議する。

第7条 生徒集会

第1項 生徒集会は毎月1回開き中央委員会の議決事項その他を伝達する。

第2項 必要あるときは、学校長の許可を得て臨時に開くことができる。

第3項 必要あるときは、生徒集会を総会に代えることができる。

第8条 学級生徒会

第1項 学級は生徒会の議決事項に協力し実行する。

第2項 学級は学級委員男女各1名（中央委員）各専門委員、その他必要な役員を置く。

第3項 第2項の委員は学級全員の選挙に

より担任教師の承認を得て選出し、その任期は前期・後期に分け、再任は妨げない。

第9条 専門委員会

第1項 中央委員会の執行機関として、次の専門委員会を置く。学年・学習・美化・緑化・保健体育・交通安全・図書・広報・給食・防災・ボランティア

第2項 各委員会は学級より選出された男女各1名の委員と各担当顧問教師により構成され、委員長、副委員長、その他必要な役員は互選により選出される。

第3項 委員長、副委員長、委員の任期は前期・後期とし再任を妨げない。

第4項 各委員会は顧問教師出席のもとに毎月1回開く。必要あるときは臨時に開くことができる。なお議決事項は中央委員会に報告しなければならない。

第4章 役 員

第10条 本会に次の役員をおき、その任期は前期・後期とする。会長、副会長、議長、副議長、書記、会計。また、必要に応じた係を設置する。

第11条 会長，副会長は全会員より選挙され，
学校長の承認を得て任命される。なお選挙
規定は別に定める。

第5章 役員任務

第12条 会長は総会，中央委員会，生徒集会
の召集者であり，各学級，専門委員会，部
から提出された議題を総括し中央委員会に
提出する。また議決事項は学校長の承認を
得て，次の生徒集会で報告しなければならない。

第13条 副会長は会長を補佐し会長事故ある
ときはこれを代行する。

第14条 議長は中央委員会及び総会の司会を
する。

第15条 副議長は議長を助け議長事故あると
きはこれを代行する。

第16条 書記は中央委員会及び総会の議事録
を作成し保管する。

会計は生徒会予算を立案し報告する。

第6章 保 留 権

第17条 この会の権限はすべて学校長の委任
を受けているものであるから生徒会の趣旨
に反すると学校長が認めた事項は，これを

取消されることがある。

第7章 会 費

第18条 この会の会費は総会で定められた額を毎月納入する。

第8章 慶 弔

第19条 慶弔に関する規定は別に定める。

第9章 制定及び変更

第20条 本会則を制定及び変更する場合は、総会の過半数の賛成を得て可決され、学校長の承認を必要とする。

第10章 付 則

第21条 この会則は昭和43年3月17日より実施する。

昭和52年12月8日改定

昭和60年12月一部改定

平成2年2月一部改定

平成14年5月一部改定

平成26年1月一部改定

平成30年4月一部改定

生徒会慶弔規程

第1章 総 則

第1条 この規定は、生徒会会則第8章第19条にもとづいて作られたものである。

第2条 会員の慶弔が生じた場合、この規定を適用する。

第2章 慶弔に関する事項

第3条 会員に慶弔が生じた場合は、臨時厚生委員会を開き、協議事項を生徒会総務を通じ中央委員会に提出し決定する。

第4条 慶弔は次のように定める。

1. 見舞

会員が20日以上入院加療を受ける場合
(10,000円)

2. 死亡

(1) 会員が死亡した場合

(10,000円, 供物, 生徒代表弔辞)

(2) 会員の父母が死亡した場合

(10,000円)

第5条 そ の 他

特別な事情がある場合、中央委員会で協議の上決定する。